
クラウド環境における著作権と関連権 およびcopyrightとの相補性

兒玉晴男*

목 차

- I. 諸言
- II. クラウド環境における著作権と関連権に想定される課題
- III. 日本における著作権と関連権の構造およびその相互の関係
 - 1. 著作権と関連権の人格的権利の構造およびその相互の関係
 - 2. 著作権と関連権の経済的権利の構造およびその相互の関係
- IV. 著作権と関連権の構造およびcopyrightの構造ならびにその相互の関係
 - 1. 韓中における著作権と関連権の構造およびその相互の関係
 - 2. 独仏における著作権と関連権の構造およびその相互の関係
 - 3. 英米におけるcopyrightの構造およびその相互の関係
- V. クラウド環境における著作権と関連権およびcopyrightとの相互相関
 - 1. 著作権と関連権およびcopyrightとの相関関係
 - 2. 著作権と関連権およびcopyrightとの合理的な理解
- VI. 結言

* 放送大学学園 放送大学ICT活用・遠隔教育センター教授/ 国立大学法人 総合研究大学院大学文化科学研究科メディア社会文化専攻教授・博士(学術)・専門は知的財産法、情報法、科学社会学。昭和53年(1978年)早稲田大学大学院理工学研究科博士課程前期修了, 平成4年(1992年)筑波大学大学院修士課程経営・政策科学研究科修了, 東京大学大学院工学系研究科博士課程修了。

要 旨

クラウド環境に置かれたコンテンツの利活用が着目されている。そこでは、著作物がクラウド環境でグローバルに利活用されるとき、著作権と関連権との関係およびcopyrightとの相互関係が明確にされなければならない。ここで、日本の著作権と関連権は、著作権、著作者人格権、出版権、実演家人格権、著作隣接権でとらえられよう。

その分析からいえることは、著作権と関連権には、相補性が見いだせる。ところで、クラウド環境は、著作物とメディアとの関わりからアナログ環境と対比される。しかし、著作権と関連権の制限およびcopyrightの制限も考慮すれば、クラウド環境は、アナログ環境とデジタル環境との重ね合せの性質をもとう。

本稿は、上記の観点から、クラウド環境における著作権と関連権およびcopyrightとmoral rightsとを一対一に対応づける。

キーワード

著作者の権利、著作隣接権、出版権、実演家人格権、copyright、moral rights

I. 諸言

クラウドコンピューティング、クラウドサービスといったクラウド環境に置かれたコンテンツの利活用が着目されている。それは、著作物とメディアの関わりからアナログ環境と対比され、著作物のデジタル化・ネットワーク化、マルチメディア、そしてユビキタス、クラウドといったデジタル環境のいろいろな表現の中の流れにある。その流れの中のクラウド環境で著作物が情報通信端末を通してグローバルに利活用されるとき、著作権と関連権およびcopyrightの関係が交差して権利の帰属に関し不明朗な状況を呈している。

その不明朗な関係は、たとえば一般財団法人 知的財産権研究所のウェブページの“Copyright ©2009 Institute of Intellectual Property. All rights reserved”にも顕現している。この表記は、日本の産官学を問わず、それらウェブページでは、定型となっている¹⁾。また、理工系の学会である情報処理学会や電子情報通信学会では、将来、電子ジャーナルとなってクラウド環境で流通し利活用される論文の公表にあたっては、著作権の譲渡が明記されている。この著作権の譲渡は日本著作権法で規定されているが、著作者人格権との関係からいえば“不可思議な儀式”といえる。その“不可思議な儀式”は、法文系では、当然、行われていない。その派生形が、日本版OCW(Open Course Ware)²⁾のiTunes Uの公開や日本版フェアユースの導入の着想になろう。それらは、国際著作権法界に残存するauthor's rightアプローチとcopyrightアプローチの法理が交差する典型的な例に他ならない³⁾。

1) ©表記の“©年号権利者”は、米国がベルヌ条約に加盟した1989年までは実効性があった。その©表記に近いものとして、日本著作権法学会のウェブページに、“©1999-2004 The Copyright Law Association of Japan.”がある。

2) MIT OCW(Open Course Ware)プロジェクトは、わが国の大学では、日本オープンコースウェア・コンソーシアム(Japan Consortium: JOCW)として組織化され、OCWの規約の中で教育コンテンツを公表している。OCWの規約は、ローレンス・レッシング(Lawrence Lessig)が先導するクリエイティブ・コモンズ(Creative Commons)のプロジェクトを推進するためのクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに準拠する。規約の中で教育コンテンツを公表している。

3) 本稿で、author's rightアプローチとcopyrightアプローチは、次のように定義する。author's rightアプローチは、著作権法制を大陸法系で理解する法理によるものであり、著作権法の保護対象を著作物とそれを

著作者の権利(author's right)の観点からいえば、©で表記される対象は著作者の経済的権利(author's economic rights)であり、著作者の人格的権利(author's moral rights)との関係も求められる。そして、著作権の関連権の観点からは、著作者の権利に隣接する権利、すなわち著作隣接権(neighboring rights)とともに、実演家人格権(moral rights of performer)も考慮しなければならない。したがって、著作権と関連権は、日本では、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権が対象になる。すなわち、著作権と関連権との関係およびcopyrightとの相互関係は、経済的権利だけでなく、人格的権利を含めて広義にとらえた比較対照を通して検討する必要がある。さらに、クラウド環境の著作権と関連権の検討は、権利の制限も考慮するものになろう。上記の観点から、クラウド環境における著作権と関連権との関係およびcopyrightとの相互関係は、明確にすることが求められる。

本稿では、著作者の権利と著作隣接権者の権利から著作権と関連権をとらえ、人格的権利(著作者人格権、実演家人格権)と経済的権利(著作権、著作隣接権、出版権)の相互の関連を考慮する。その考察を起点にして、独仏と米英および韓中における著作権と関連権およびcopyrightとの比較検討を行う。ここで、クラウド環境の著作物の流通と利活用においては、著作権法制の権利の保護と権利の制限に関する課題が集約される。それらの検討から、本稿は、国際著作権法界に残存するauthor's rightアプローチとcopyrightアプローチとを架橋し、クラウド環境の著作権と関連権との関係およびcopyrightとの相互関係を人格的権利(moral rights)も照射して究明する。

II. クラウド環境における著作権と関連権に想定される課題

アナログ環境とデジタル環境の相関からいうと、クラウド環境に至る技術的

伝達する行為を著作権と関連権でとらえる。copyrightアプローチは、著作権法制を英米法系で理解する法理によるものであり、著作権法の保護対象をcopyrighted worksでとらえる。それら二つのアプローチは、ベルヌ条約体制の中で相対する関係にある。

な経緯は、現実世界のアナログデータのデジタル変換とそのデジタルデータのアナログ変換による視聴覚化で共通する。そのアナログ環境とデジタル環境との関係は、次のようになる。著作物のデジタル化・ネットワーク化またはマルチメディアとアナログ環境とデジタル環境が二分化されて表現され、アナログ環境とデジタル環境との界面がユビキタスと表現される。そして、アナログ環境とデジタル環境との中間にあって、それら両極が作用し合う環境がクラウドとよぶことになる。たとえば楽曲を自動共有“iTunes in the Cloud”がある。そのクラウドサービスは、国境を越えて提供されることから、プライバシーやデータ保護の在り方を巡って国際的なルールを整備する必要性が指摘されている⁴⁾。

また、ユビキタス環境におけるRFID(Radio Frequency Identification)タグのトレーサビリティおよびクラウド環境におけるGoogleサービス⁵⁾は、プライバシー保護においては共通する課題を有する。すなわち、そのクラウド環境は、それ以前の課題も内包していよう。プライバシーやデータ保護の在り方は、著作物自体とその伝達する行為に関する保護の在り方とに関連しており、著作権と関連権について、まず国際的に整合性がはからなければならない。

そのような状況は、クラウド環境において特有のものではない。その根源は、デジタル環境に適合した著作権法制の新規立法が叫ばれたときにある⁶⁾。実際、デジタル環境に対応させるための関連条文の改正はなされている。しかし、それらは、アナログ環境で著作物が利用されてきた世界で慣例化されたことがデジタル環境で利活用されるときに権利者と利用者との利益調整が主となっている。他方、デジタル環境の著作権法制と対比される現行のアナログ環境の著作権法制は、複雑化しており、単純化が指摘されている⁷⁾。それらの法制の混乱は、著作物のデジタル化・ネットワーク化に起因して派生した問題といえ

4) 谷脇康彦「クラウドコンピューティングと社会」(児玉晴男・小牧省三編著)「進化する情報社会」(放送大学教育振興会, 2011年)pp.64-73。

5) Googleは、2012年3月1日から、サービスごとに得た個人データを個別に管理することから、それらを一本化して管理し、Googleのほかの60以上のサービスにも横断的に利用できるようにしている。

6) たとえば、半田正夫「転機にさしかかった著作権制度」(一粒社, 1994年)を参照。

7) 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」(2004年1月), p.3。

る。クラウド環境における著作権と関連権の関係を検討する根源は、著作物のデジタル化・ネットワーク化にある。その課題の解決は、無体物である著作物が有形的な媒体(tangible media)で固定(fixation)されて利活用される態様が情報ネットワークを介して著作物が伝達(送信)される態様との整合性をはかることにあろう。

本稿の前提は、米国著作権法制において、デジタルミレニアム著作権法⁸⁾が1998年10月に成立し、2000年10月に施行されていることに求められる。これは、有形的な媒体への固定が米国著作権法制で著作物(copyrighted work)を保護する要件とする法理では不可欠な法改正になる。しかし、有形的媒体への固定を要件としない著作権法制においては、アナログ環境でもデジタル環境でも違いがなく、少なくとも現行の著作権法をアナログ環境の著作権法制と位置づけて、デジタル環境の著作権法制を立法化する必然性は存在しない⁹⁾。すなわち、アナログ環境の著作権法制とデジタル環境の著作権法制とは対比される関係にあるのではなく、本来、それらは同時に認識されるものではなく、重ね合わされるものである。

このことは、国際的にはベルヌ条約(1886年の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)にあるものの、国際著作権法界に残存する二つの法理のauthor's rightアプローチとcopyrightアプローチによる差異¹⁰⁾が混同されて、©とall rights reservedの併記、著作権の譲渡などに顕現している。その課題は、クラウド環境における著作権と関連権とcopyrightとの関係を検討す

8) デジタルミレニアム著作権法(Digital Millennium Copyright Act : DMC)は、米関連邦著作権法(U.S. Code Title 17)を改正する法律である。

9) この例示としては、デジタルコンテンツの保護をはかることを目的とするコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律があるが、この検討の経緯の中で、日本の著作権法の法理を考慮して、アナログとデジタルを分ける必要性がないことから、デジタルコンテンツをコンテンツに言い換えている。したがって、著作物の例示で、編集著作物(著作権法12条)とデータベースの著作物(同法12条の2)をそれぞれアナログとデジタルに分ける必要性はないことになる。実際、ベルヌ条約では、編集著作物とデータベースの著作物は編集物(compilation)になる。

10) 有形的な媒体へ固定を保護の要件とする法理では、原則、コモンズといえる著作物のcopyrightの保護は、米国憲法修正1条に違反するものであるが、書かれたもの(writings)に限って米国の連邦著作権法で保護されることになる。それに対して、ベルヌ条約体制では、著作物は感情の発露という著作者の権利として始原的に保護される対象になる。

る契機を与えている。アナログ環境からデジタル環境へ著作物が活用されるとき、著作物は情報ネットワークを介して瞬時にグローバルに伝達される。そのとき、ベルヌ体制にある著作権保護制度の中では、各国の社会文化的な差異を考慮した権利の関係が指向されるべきであろう。デジタル環境がユビキタス環境、クラウド環境と継受されるとき、著作権と関連権は、国際著作権法界に残存するauthor's rightアプローチとcopyrightアプローチを架橋した理解が必要になる。

◎とall rights reservedの併記が適切であるかは、著作権等管理において、著作者人格権の管理にはなりえないことにも関連する。そして、著作権の譲渡は英米法系のcopyright transferと翻訳関係にあるが、著作者の経済的権利としての著作権がcopyrightとは単純に置き換えられえない関係にある。copyright transferと著作権の譲渡との整合性をとるために、著作者人格権の不行使特約が付加されることがある¹¹⁾。また、米国においては、論文も出版もcopyright transferでなされる。たとえば、情報処理学会の電子図書館で公表される論文は、著作者から著作権の譲渡を受け、一般社団法人学術著作権協会(学著協)に信託譲渡される。その信託譲渡される論文は、著作者人格権を考慮する対象ではない。他方、情報処理学会(研究会等)が編集・発行している出版物は、出版権の設定によって発行される¹²⁾。Amazonの電子書籍や電子図書館として機能するGoogleブックスにおいて、日本の出版社が発行する書籍のデジタル化にあたっての問題点は、出版権の設定とcopyright transferとの整合性にある。その課題の解決は、copyright transferが著作権の譲渡ではなく出版権の設定と類似性からとらえる必要があることになる。

なお、出版権は著作権法制の不完全な利用権制度の性質も有している。また、出版者の権利の関係では版面権との関連で久しく検討課題の状態のまま

11) たとえば、独立行政法人科学技術振興機構の「情報管理」誌著作権規定に、著作権の譲渡と著作者人格権の不行使特約が論文等の採録に関して明記されている
(http://www.jstage.jst.go.jp/browse/johokanri/_contpdf/-char/ja/)。

12) 出版物は、著作物の利用の許諾や一般的な契約による場合があり、必ずしも出版権設定によるものではない。しかも、音楽出版社は、著作権の譲渡により発行する。出版権設定が絶対的ではないにしても、相対的には、出版物の発行は、出版権設定にあるといえる。

にある¹³⁾。日本の現行法における出版権は、契約上の権利といえる。しかし、出版権は準物権的な権利の性質も有している。また、クラウド環境における出版という態様は、公衆送信の態様との関係から、著作隣接権との関係が想定できる。諸外国の現行著作権法制においても、出版権と同様な権利が隣接権として規定されている。しかも、出版権は、複製権者である著作権者が設定する権利であることより、権利侵害の具体的な権利となっている¹⁴⁾。したがって、本稿では、出版権も考慮する権利の対象としている。

著作権と関連権との関係およびcopyrightとの相互関係は、copyright transferならびに著作権の譲渡、出版権の設定、著作隣接権の許諾、経済的権利に関する契約および著作者人格権と実演家人格権との関係は、経済的権利(譲渡、設定、許諾)と人格的権利が権利の保護と権利の制限(フェアユース、フェアデリング)の中で対応する。ここに、クラウド環境における著作権と関連権は、著作者の権利と著作隣接権者の権利から、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権を総合的にとらえることが必要になる。

クラウド環境における著作権と関連権の課題は、そのauthor's rightアプローチによる五つの権利と、著作権法制内に人格的権利が部分的で見いだしにくく著作隣接権が存在しえないcopyrightアプローチとの整合をとることになる。このとらえ方は、二つの法理が残存する国際著作権法界の調和点が著作権者の公示©は著作者人格権(同一性保持権)と著作隣接権(複製権のある著作物の伝達する行為)と対応関係にある¹⁵⁾。その観点による課題の解決は、著作権と関連権が経済的権利だけでなく、人格的権利との関係を含み、さらに著作権法制の権利の保護と権利の制限の全体的な関係からcopyrightとmoral rightsとの相互関係を見いだすことにある。

13) 文化庁「著作権審議会第8小委員会(出版者の保護関係)報告書」(1990年6月)。

14) 出版権は、産業財産権法との相互関係からいえば、専用実施権または専用使用権と類いの権利といえる。方式主義をとる産業財産権法では、専用実施権と専用使用権は、特許庁で審査され登録されれば、登録が権利発生要件になり、物権的な権利として発生する。他方、無方式主義をとる著作権法では、文化庁に出版権を登録しても、その登録は第三者対抗要件になる。ここに、出版権が専用実施権(専用使用権)と類似の関係にあっても、差異が生ずる要因がある。

15) 児玉晴男「著作者人格権と著作隣接」, 電子情報通信学会技術研究報告(FACE(情報通信倫理)), Vol.96, No.83(1996年5月), pp.21-28.

クラウド環境とユビキタス環境は、データ・情報・知識を情報ネットワークの集積化か分散化で処理するかに対応し、その集積化と分散化は循環する。それらは、クラウド環境とユビキタス環境は、厳密な定義で分けて分析される対象ではない。したがって、クラウド環境における著作権と関連権に想定される課題は、デジタル化・ネットワーク化の進展の中で解決される対象になる。

Ⅲ. 日本における著作権と関連権の構造およびその相互の関係

日本の著作権法における著作権と関連権の構造とその相互の関係を分析し、その考察を基点に、独仏と英米および韓中の著作権と関連権の構造およびcopyrightの構造ならびにその相互の関係を分析する。

日本の著作権法制では、著作者の権利が著作者の人格的権利である著作者人格権と著作者の経済的権利としての著作権からなる(著作権法17条1項)。また、著作物を伝達する行為に対する著作隣接権者の権利は、実演家人格権と著作隣接権からなる(同法89条)。

さらに、複製権者(著作権者)は、経済的権利の出版権を設定することができる(同法79条1項)。したがって、日本における著作権と関連権は、著作権、著作者人格権、出版権、実演家人格権、著作隣接権を対象とし、その相互の関係は人格的権利と経済的権利からなっている。

1. 著作権と関連権の人格的権利の構造およびその相互の関係

著作者人格権は、公表権、氏名表示権、同一性保持権からなる(著作権法18条、19条、20条)。それら権利のうち、氏名表示権と同一性保持権が実演家人格権に含まれる(同法90条の2、90条の3)。著作隣接権者の権利の中で実演家の権利には、限定された実演家人格権が認められる(実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約5条)。すなわち、著作者人格権は、実演家人格権を内包する権利の構造を有する。

なお、ベルヌ条約は、公表権の規定をもたない。それは、著作権法制の保護の対象は、本来、公開を前提とすることによる。また、氏名表示権は、最初に発明・発見した者に与えられるエポネミーとみなせる名誉に証しと同質である。さらに、公表権と氏名表示権は情報公開法により制約(著作権法18条4項、19条4項)されることがあるが、同一性保持権の制約は見ることができない。ここに、同一性保持権は、著作者の人格的権利(著作者人格権)のエートスといえる。

2. 著作権と関連権の経済的権利の構造およびその相互の関係

著作権は支分権からなるが、その支分権は多様性がある。その中で、複製権(著作権法21条)と公衆送信権等(同法23条)は、インターネットによる著作物の流通・利用において、主としてとりあげられる。そして、公衆送信権等の支分権が単独でとりあげられる¹⁶⁾。また、オリンピック競技の視聴における放映権と称される権利は、著作権の支分権では放送権になろう。この放送は、テレビジョン放送、ラジオ放送、インターネットや携帯電話、そしてスマートフォンなどのメディアでの著作物の送信を包括している。

ここに、著作権の支分権の複雑化に連動し、各支分権の相互間の関係は、切り離されて扱われている。しかし、それら支分権は、無体物である著作物が有形的媒体へ固定または擬制されて伝達されていく態様に権利名が付されたものになっている。その観点から言えば、著作権の支分権は、以下の関連を有しているよう。

- ▶ 通信カラオケによる歌唱およびカラオケ装置における歌詞および楽曲の上映または再生について、著作権の支分権の演奏権(著作権法22条)と上映権(同法22条の2)が対象になる¹⁷⁾。この演奏と上映の態様は、歌詞および楽曲の複製の態様を含む。
- ▶ 公衆送信権等は、放送権、有線放送権、自動公衆送信権が含まれ、自動公衆送信権は送信可能化権を含む(同法23条)。すなわち、公衆送信という

16) 京都地判平成16.11.30平15(わ)2018号。

17) 最二判平13.3.2平12(受)222号。

態様は、放送、有線放送、自動公衆送信という態様を包含し、さらに自動公衆送信という態様は送信可能化という態様を含むことになる。ここで、公衆送信権の公衆送信の対象物に焦点をあわせれば、公衆送信の態様には対象物の複製の態様を含むことが前提になろう。

- ▶ 著作権の支分権の中の譲渡権(同法26条の2第1項)は、書籍などの物の流通には譲渡権の適用が除外される。譲渡権の対象には映画の著作物が除かれている。それは、映画の著作物には、譲渡権とは別に、頒布権(同法26条)が規定されているからである。中古ソフト事件では、消尽が適用されないとされていた頒布権に対し、いったん適法に譲渡された場合、頒布権のうち譲渡に関する権利は、その目的を達成したものとし、消尽すると結論づけられている¹⁸⁾。ここでの検討は、頒布が複製物を公衆に譲渡または貸与すること(同法2条1項19号)から、頒布という態様の中に譲渡と貸与という態様が内包されていることを意味する。そして、頒布と譲渡の対象物の伝達(送信)においても、対象物の複製の態様が含まれる。
- ▶ 翻訳は、現著作物の同一性が保持された状況で複製が実質的に想定される。また、管理曲が他人の著作権を侵害する場合の日本音楽著作権協会(JASLAC)の責任に関して、編曲権が中心に検討されている¹⁹⁾。ここで、編曲という態様には、編曲の対象物である曲の複製が前提にあろう。二次的著作物の作成に関する権利と二次的著作物の利用に関する権利は、著作物の複製の及ぶ範囲になる。
- ▶ 二次的著作物の利用に関する原作者の権利は、原著作物が複製の態様で二次的著作物に内包される。
- ▶ 著作権の支分権の例示規定とは別に、輸入権(同法113条5項)がある。この輸入とは、商業用レコードの頒布の要素であり、商業用レコードという複製物のグローバルな伝達の経路に対応する。この輸入権の性質は、copyrightとcopyrighted workとの関係と適合し、いわゆるアナログ環境の著作物の伝達に伴う態様の性質が集約されている。ここに、輸入と

18) 最一判平14.4.25民集56巻4号808頁。

19) 東京地判平15.12.26判時1847号70頁。

いう態様は、複製と表裏一体の関係にある。

- ▶ 著作権の制限の中においては、公共貸与権の議論がある²⁰⁾。それは、貸与権が著作権の保護に関連することから、想定される著作権の支分権といえる。その公共貸与の態様は、貸与の態様と同様である。

上記の著作権の支分権の性質は、国際条約の英語表記の漢字翻訳の表記との関係では、その関連性は見られなくなる。すなわち、頒布権(ベルヌ条約14条1項)、譲渡権(著作権に関する世界知的所有権機関条約6条、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約8条)、貸与権(著作権に関する世界知的所有権機関条約7条、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約9条)は、日本の頒布権(right of distribution)、譲渡権(right of transfer of ownership)、貸与権(right of lending)とは一対一に対応するものではない。国際条約における譲渡権(right of distribution)は、一般的頒布権の意味をもつ²¹⁾。国際条約における貸与権(right of rental)は、映画の著作物を含むコンピュータ・プログラムとレコードに収録された著作物に限られる。

著作物性(copyrightability)のある無体物が著作物またはその複製物が伝達されていく態様が著作権の支分権である。それは、有体物に化体した著作物とその複製物として視聴覚化されて伝達し、さらに著作物性のある無体物として取りこまれて新たな著作物性のある無体物の著作物とその複製物となる。上記から、著作権の支分権は単純化および著作物性のある無体物の著作物とその複製物が伝達する態様の連続性の観点から構造化され、著作物の複製(reproduction)、著作物の伝達(transmission)、著作物の派生(derivative)に関する権利に3分類されよう。

それらは、著作権の支分権の例示規定が著作物の複製を起点にして、著作物の伝達・派生に伴う過程に対応して循環する態様を示唆する。これは、遺伝型としての複製権が表現型としての著作権の支分権(複製権を除く)に形を変えて表出しているとみなせる。著作権がたとえ支分権ごとに別別に譲渡の対象にな

20) 公貸権委員会「公貸権制度に関する調査・研究、著作権研究所研究叢書」, no. 13(著作権情報センター附属著作権研究所, 2004年)

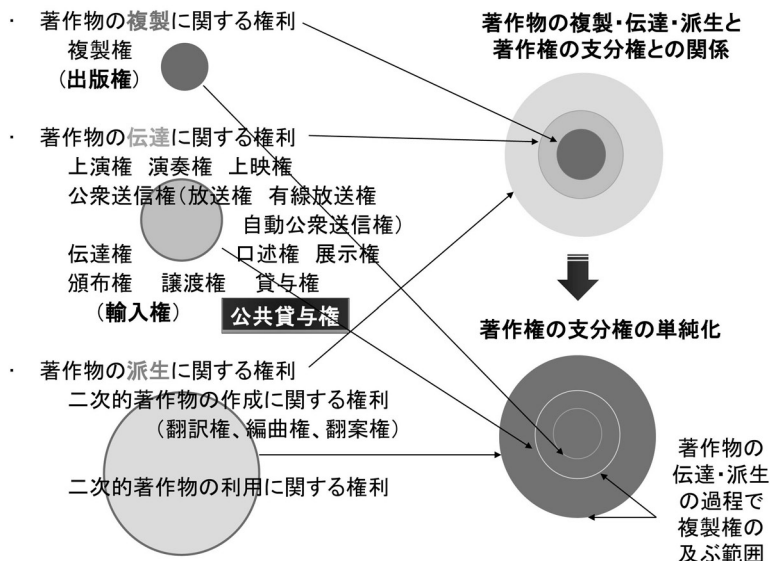
21) 斉藤博「著作権法」(有斐閣, 2000年), p.173。

るとしても、各支分権の背面で複製権が連携・融合している。その関係は、無体物の著作物が複製され伝達し派生していく形態に沿って形成される中の複製権が、また有体物の著作物(現作品)はcopyrighted workと同様の形態で複製権が著作者の経済的権利(著作権)のエートスとなる。

なお、著作権の支分権の複製権に関連して、出版権(著作権法80条1項)の規定がある。出版は公表(同法4条)または発行(同法4条の2)に関わるものであり、著作物の複製の一形態である。上記で検討してきたように、複製の態様は、著作権の支分権の各要素と直接・間接に関与している(図1 参照)。

そして、著作隣接権者の経済的権利は、著作権の支分権が選択的または階層的に適用される。ここで、クラウド環境において、著作権の支分権および自動公衆送信に関する著作隣接権者の権利として想定される自動公衆送信権者の権利との対応が必要である。自動公衆送信事業者の権利は、放送と通信の融合

[図1] 著作物の複製・伝達・派生の関係と著作権の支分権の構造²²⁾



22) 児玉晴男(中国語訳訳者: 牟 憲魁)「著作権の構造論—以信息内容的伝播利用為目的的著作権の単純化—」
知識産権(中国知識産権研究会), 16巻 94号(2006年), pp.92—95.

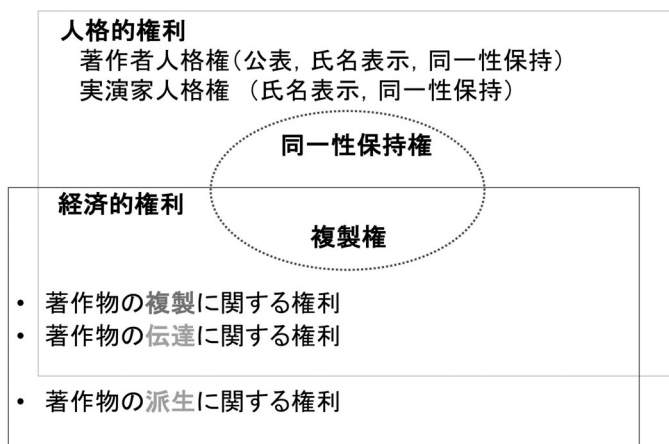
の課題であるネット放送が有線放送に含まれるか否かを問わず、明確にされるべき対象となる²³⁾。その著作権の支分権の選択的または階層的な適用は、著作権の支分権の関係をあたかも複雑化させる。ここに、著作権の支分権の単純化による構造は、作者の経済的権利と著作隣接権との関連づけについても有効である。

上記の検討から、

- 1) 著作者人格権は実演家人格権を内包
- 2) 著作権と出版権は著作物の複製と伝達と派生に関して複製権で連携・融合
- 3) 著作隣接権は著作物の有形的媒体への固定またはその擬制による複製と伝達に関して複製権で連携・融合

が導かれる。したがって、日本の著作権と関連権は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権の五つの権利が人格的権利は同一性保持権に経済的権利は複製権に折りたたまれる(図2 参照)。

〔図2〕日本の著作権と関連権における人格的権利と経済的権利の相互関係



著作隣接権は著作権の支分権のうち有形的媒体への固定に伴う
著作物の複製と伝達に関する権利に対応

23) 自動公衆送信事業者の権利は、ウェブカスティングの保護の当否の動向と密接に関連する(放送機関の保護に関する世界知的所有権機関条約案2条、3条)。

Ⅳ. 著作権と関連権の構造およびcopyrightの構造ならびにその相互の関係²⁴⁾

本章は、上記で考察した日本における著作権と関連権の構造およびその相互の関係をもとに、諸外国の比較法から、著作権と関連権の構造およびcopyrightの構造ならびにその相互の関係を明らかにする。

1. 韓中における著作権と関連権の構造およびその相互の関係²⁵⁾

著作権は、日本では著作者の経済的権利であるが、韓国では、漢字表記すると、著作権は著作人格権と著作財産権となる(韓国著作権法10条)。そして、中国では、著作権に人格的権利と経済的権利が含まれる(中国著作権法10条)。

韓国における著作権の人格的権利(著作人格権(韓国著作権法11条、12条、13条))は、日本と同様である(表1 参照)。そして、中国における著作権の人格的権利(人格権)は、公表権(中国著作権法10条1項1号)と氏名表示権(同法10条1項2号)は日本と同様であるが、同一性保持権に関しては二つの規定をもつ点で異なる。すなわち、同一性の保持に関しては、変更権、すなわち、著作物を変更し、または変更を他人に許諾する権利(同法10条1項3号)、同一性保持権、すなわち歪曲または改竄から著作物を保護する権利(同法10条1項4号)に分けて規定される(表1 参照)。すなわち、著作物の同一性を保持する権利は、著作物

[表1] 韓中の著作物の同一性の保持に関する対応関係

韓国	中国
同一性保持権	変更権 同一性保持権

24) 児玉晴男「日中韓と日米国における著作権(copyright)の構造論」『紋谷暢男教授古稀記念論文集—知的財産権法と競争法の現代的展開—』(発明協会, 2006年)pp.633—648。

25) 児玉晴男「東アジアにおける学習コンテンツのネット公表に関する著作権と関連権の合理的な関係」情報通信学会誌, Vol.26, No.4(2009年), pp.29—40。

の良否を含めて厳格にとらえられている。

中国における著作権の経済的権利(財産権(中国著作権法10条1項4号~17号))と韓国における著作権の経済的権利(著作財産権(韓国著作権法16条~22条))の支分権は、日本の著作物の複製・伝達・派生に関する権利のカテゴリーで分類できる(表2 参照)。

[表2] 韓中の経済的権利の支分権の対応

	韓 国	中 国
著作物の複製 に関する権利	複製権 (出版権)	複製権
著作物の伝達 に関する権利	公演権 公衆送信権 展示権 配布権	発行権 貸与権 展示権 実演権 放映権 放送権 情報ネットワーク伝達権 撮影製作権
著作物の派生 に関する権利	二次的著作物等 の作成権	翻案権 翻訳権 編集権 著作権者が享受すべきその他の権利

日本の出版権の関係は、韓国著作権法も同様の規定をもつ(韓国著作権法63条1項)。その他の実演家人格権と著作隣接権に関しては、日本と同様である。なお、中国の著作権法の特色は、著作権の経済的権利(財産権)の支分権に発行権を置いていることである(中国著作権法10条1項6号)。なお、発行権は著作隣接権で図書出版者の権利(中国著作権法29条)との相互関係をもつ。

2. 独仏における著作権と関連権の構造およびその相互の関係

独国における著作者の著作物に関するその精神的かつ個人的な関係(著作者人格権)は、公表権(独国著作権法12条)、著作者であることの承認(同法13条)、著作物の歪曲(同法14条)になる。独国における利用権(著作者の経済的権利)は、複製権(同法16条)、頒布権(同法17条)、展示権(同法18条)、口述権、上演・演奏権および上映権(同法19条)、公衆提供の権利(同法19a条)、放送権(同法20条)、録画物またはレコードによる再生の権利(同法21条)、放送によ

る再生の権利および公衆提供による再生の権利(同法22条), 翻案物および改作物(同法23条), 著作物現品への接近(同法25条), 追及権(同法26条)からなる。それらは, 著作物を個別的ないしはすべての利用方法によって利用する権利(利用権)および使用権を許与の対象になる(同法15条, 31条)。すなわち, 著作者の経済的権利の態様は, 著作物を有形的形式への複製, 発行, 公に講演, 公に送信, 翻案, 翻訳物である著作物の複製および送信等の利用権になる。著作隣接権に関しては, 著作権の保護を受けない学術的刊行物および未発行の著作物の著作権が消滅した後に適法に最初に発行しまたは最初に公衆に再生する遺作著作物に関する特定の刊行物の保護(同法70条, 71条), 写真および写真と類似の方法によって製作される制作物である写真の保護(同法72条)を規定する。また, 著作隣接権者の権利は, データベース製作者の権利(同法87b条)の規定以外は, 日本と同一性がある。

そして, 仏国の著作者の人格的権利(著作者人格権)は, 公表権・尊重権(仏国著作権法121の2条1項), 氏名表示権(同法121の1条1項), 修正・撤回権(同法121の4条)になる。仏国の著作者の経済的権利(財産権)を著作者に属する利用権とし, 上演・演奏権および複製権を包含する(同法122の1条)。上演・演奏権は, いずれかの方法(公の朗読, 音楽演奏, 演劇的上演, 公の展示, 公の上映, およびテレビ放送)により, 著作物を公衆に伝達することをいう(同法122の2条)。複製権は, 著作物を間接的に公衆に伝達することができるいずれかの方法によって著作物を有形的に固定することをいう(同法122の3条1項)。著作物の発行に関しては, 複写複製権の譲渡の規定がある(同法122の10条)。著作隣接権者の権利に関しては, 日本と同一性を有する。

3. 英米におけるcopyrightの構造およびその相互の関係

英国のcopyrightは, 文芸, 演劇, 音楽又は美術の原著作物, 録音物, 映画または放送, 発行された版の印刷配列の著作物に存続する財産権である(英国著作権法1条)。そのcopyrightは, 著作物を複製すること(同法17条), 著作物の複製物を公衆に配布すること(同法18条), 著作物を公衆にレンタルしまたは貸与

すること(同法18条A)、著作物を公に実演し上映または演奏すること(同法19条)、著作物を公衆に伝達すること(同法20条)、著作物の翻案を作成または翻案に関して前記のいずれかの行為を行うこと(同法21条)になる。英国の moral rightsは、copyrightのある文芸、演劇、音楽または美術の著作物の著作者および著作権のある映画の監督に、著作者または監督として確認される権利(英国著作権法77条)、著作物を傷つける取扱いに反対する権利(同法80条)、著作者または監督の地位の虚偽の付与させない権利(同法84条)、またある種の写真および映画のプライバシー権(同法85条)になる。moral rightsは譲渡することができないが(同法94条)、死亡によるmoral rightsの移転ができる(同法95条)。

そして、米国は、copyrightの対象を著作物(works)、編集著作物(compilations)、二次的著作物(derivative works)としている(米国著作権法102条(a)、103条(a))。そして、著作物等は、著作物が最初にコピーまたはレコードに固定される時(有形的な媒体への固定)に創作されることになる。このような保護対象に対して、copyrightの保有者は、排他的権利を有する(同法106条)。ここで、その排他的権利(copyright)は、copyrighted workが伝達(送信)される態様、二次的著作物の作成に関する許諾権になる(同法106条(1)~(6))からなる。このcopyrightの束は、著作権と著作隣接権とが一体化した態様とみなしうる。

なお、米国のmoral rightsは、英国のmoral rightsより限定され、人格的権利は、視覚芸術著作物(works of visual art)の著作者が氏名表示(attribution)と同一性保持(integrity)の権利を有すると規定するにとどまる(米国著作権法106A条)。そのmoral rightsは、copyrightの束の排他的権利とは独立して規定される。ここで、copyrightの制限の領域といえるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは、氏名表示、同一性保持の保証に関する条項が含まれる²⁶⁾。米国は、author's rightアプローチの著作隣接権の概念を有しない。したがって、1961年に作成された著作隣接権の国際条約のローマ条約

26) <http://creativecommons.org/licenses/by/3.0/legalcode>.

(実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約)には加盟していない。しかし、同じく、著作隣接権に関する「実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約」には加盟している。その違いは、後者が主としてデジタル環境への対応になっているからである。すなわち、copyrightアプローチをとる国において、copyrightはデジタル環境において著作隣接権(neighboring rights)の性質を呈するといえよう。

英米のcopyrightは、著作物が創作者から利用者へ伝達(送信)され、新たに著作物が創作されていく知的創造サイクルに対応づけられていよう。著作物の利用権とcopyrightとcopyrighted workの態様は、日本の著作権の支分権の要素、著作物の伝達(送信)における形態と相同である。これは、著作権の支分権の態様の構造化と同様の観点を与える。

V. クラウド環境における著作権と関連権およびcopyrightとの相互相関

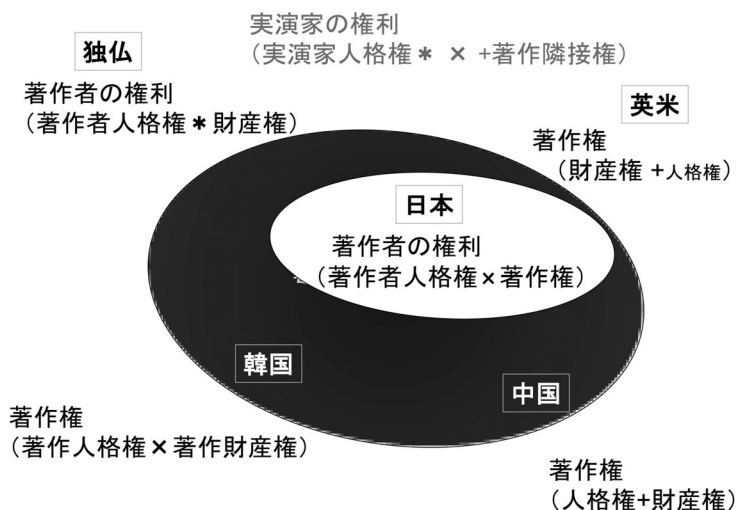
本章は、前章の考察を踏まえて、クラウド環境における著作権と関連権およびcopyrightとの相互の関係について考究する。

1. 著作権と関連権およびcopyrightとの相関関係

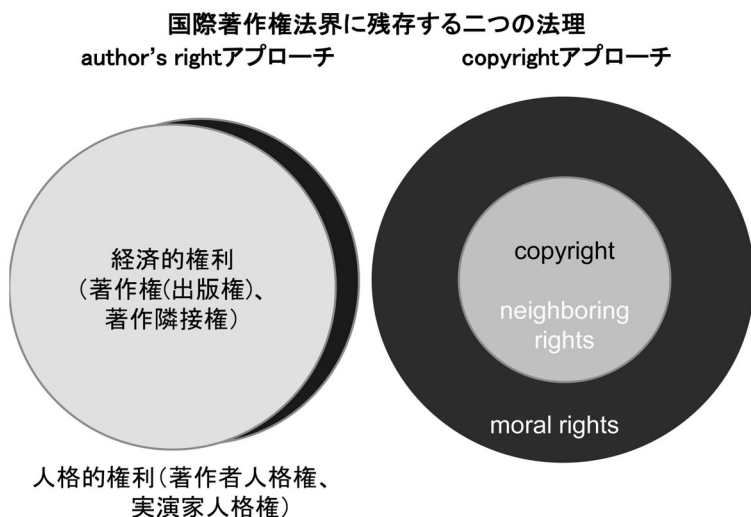
上記の検討から、著作権法制の人格的権利と経済的権利は、法理の差異、すなわち著作物の有形的な媒体への固定の有無(copyrightアプローチとauthor's rightアプローチ)および権利の保護と権利の制限との相互の関係において差異がある。そして、著作者の人格的権利と著作者の経済的権利との相互の関係は、一元論をとるのか二元論をとるのかで、それらの緊密度が異なる(図3 参照)。その関係は、実演家の権利に及ぶ。ここで、中国の著作権法制は、author's rightアプローチとcopyrightアプローチとが融合している。

その差異は、author's rightアプローチにおいては二重の関係になり、

[図3] 著作権法制における人格的権利と経済的権利との連携・融合の緊密度



copyrightアプローチでは二分の関係で理解されるものになる(図4 参照)。そして, copyrightは, その制限の中のmoral rightsと連携する。

[図4] 著作権法制の人格的権利と経済的権利の相互の関係²⁷⁾

ところで、韓中の著作権法制の立法化にあたっては、日本の著作権法制が直接的または間接的に影響していたといえる。それは、経済や技術開発の優位性からいえることである。しかし、その状況は、日本の国際共同研究や学術論文数の点では、すでに言い得えない状況にある²⁷⁾。すなわち、著作権法制および経済と技術開発との関係において、日本が先導していた時代では、日本の著作権法制の漢字表記を基準にしても不都合がなかったかもしれない。しかし、著作権法制等の関連の国際機関のホームページには、日本語の漢字表記は見られなくなり、中文(簡体字)表記になっている²⁹⁾。その表記は、欧米の言語表記を中国の著作権法制との整合性から漢字表記したものである。すなわち、欧米の言語表記の日本の漢字表記によってのみ著作権法制を理解していくことは、すでに不適切な状況に至っている。

日本の著作権法の始原の出版条例の制定は、copyrightを版權と訳した福沢諭吉の動きかけがあったとされる。その後、版權条例、版權法の制定があり、そして現行の著作権法の制定になる。その著作権法施行と同時に、版權法は廃止され、版權は法律用語ではなくなっている。一方、中国では、たとえば「版權所有 ©山東大学」と表記され、版權は著作権と同義語である(中国著作権法56条)。その点からいえば、中国で表記される著作権は、日本の作者の経済的権利の著作権よりも、copyrightとの対応関係に人格的権利との関連づけがあるにしても矛盾がない。ここに、クラウド環境における著作権と関連権に関しても、日韓中の比較法による著作権法制の検討から共通認識となりうる漢字表記が必要である。

2. 著作権と関連権およびcopyrightとの合理的な理解

情報ネットワークを介して著作物が利活用されるクラウド環境では、デジタ

27) 米国著作権法でも、視覚芸術著作物の著作者は、フェアユースを条件として、copyrightの排他的権利と独立して、人格権(moral rights)の氏名表示および同一性保持の権利を有する。

28) <http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/mat204j/idx204j.html> (文部科学省科学技術政策研究所『科学研究のベンチマーキング2011-論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況』(2011年12月)。

29) <http://www.wipo.int/portal/index.html.zh>

ル環境の中でアナログ環境の有形的媒体への固定が擬制しうる。すなわち、無体物の著作物が伝達する過程において現実世界(アナログ環境)で顕現する態様およびその無体物の著作物が新たな著作物として有形的媒体へ取りこまれて固定されていく派生の過程の態様が擬制される。そのとき、著作物の伝達の二つの態様は、author's rightアプローチおよびcopyrightアプローチとは反対称の関係となり、クラウド環境では重ね合わされる。

著作物(works)の形態は、現実世界(アナログ環境)において原作品(originals)および複製物(copies)が共存する。そのアナログ環境における共存は、クラウド環境においては、著作物の伝達の二つの態様を重ね合わせる。アナログ環境とデジタル環境が重ね合わされるクラウド環境における著作物または複製物の伝達の様式において、著作権と著作隣接権およびcopyrightの関係は、それぞれ重ね合わされる関係を有する。その関係を例示すれば、下記のようになる。

- ▶ 著作権(作者の権利)は、人格的権利と経済的権利と連携・融合する。
- ▶ 著作権(作者の権利)は、複製権(経済的権利)と同一性保持権(人格的権利)で構造化される。
- ▶ 著作者人格権(人格的権利)の公表権・氏名表示権・同一性保持権は、実演家人格権(人格的権利)の氏名表示権・同一性保持権を内包する。
- ▶ 複製権(経済的権利)は、著作物の伝達に関する支分権に対応する著作隣接権(経済的権利)を内包する。
- ▶ 著作物の複製に関する支分権である複製権(経済的権利)は、出版権を内包する。
- ▶ 出版権は、著作物の複製に関する支分権(複製権)と同一性をもち、また著作隣接権(経済的権利)に内包される性質を有する。
- ▶ 有形的な著作物および有形的媒体に化体した複製物は、copyrighted workと同じ性質を呈する。
- ▶ 経済的権利の制限(クリエイティブコモンズ条項)に、人格的権利の保護が見いだせる。
- ▶ 経済的権利の制限において、著作物の伝達に関する支分権(公共貸与権)

が想定される。

上記から、アナログ環境とデジタル環境および権利の保護と制限が重ね合わされるクラウド環境の著作権と関連権は、著作権の人格的権利(同一性保持権)と経済的権利(複製権)に構造化されて連携・融合し、その著作権はcopyrightの保護とcopyrightの制限の中のmoral rightsの保護において相補性(complementarily)³⁰⁾を見せる³¹⁾。

著作権とcopyrightの関係を考えると、経済的権利だけに光をあてて分析することは不適切である。それは、著作権と関連権およびcopyrightにおいても、同様である。それは、著作権と関連権の全体像は、焦点があてられている経済的権利に対しては影ともいえる人格的権利も考慮しなければならないからである。その観点は、クラウド環境における著作権と関連権との関係およびcopyrightとの相互関係に及ぶときも、同様である。さらに、その観点は、著作権法制においては、権利の保護と権利の制限についても考慮する対象になる。それらの関係は、権利の保護と権利の制限の両極の中間にあって、複製権と同一性保持権とがクラウド環境の中で人格的権利と経済的権利が連携・融合しながら作用しあって成り立つ。

それは、クラウド環境のなかで人格的権利(同一性保持権)が経済的権利(複製権)の両面を見せると言い換えることができる。そして、経済的権利がアナログ環境で消尽している無体物は、クラウド環境において同一性が保持されて存在しているとき、再び著作物として経済的権利が顕在化する。さらに、経済的権利が著作権法制内で規定される保護期間が満了とみなされた後、同一性が保持された無体物が知的創造サイクルの循環の中で伝達し派生していく過程の中で、再び経済的価値が生ずることがありうることになる。

30) Niels Henrik David Boh (山本義隆編訳)「因果性と相補性」『ニールス・ボア論文集(1)因果性と相補性』(岩波書店、1999年)。

31) 児玉晴男「クラウド環境の著作権と関連権の相補性」情報処理学会研究報告、2012-EIP-55-4No.4 (2012年)、p.6。この相補性は、陰陽(☯)に他ならない。

Ⅵ. 結言

クラウド環境における著作権と関連権の構造およびその相互の関係は、人格的権利と経済的権利との連携・融合の観点からとらえる。その観点は、国際著作権法界に残存するauthor's rightアプローチおよびcopyrightアプローチ、すなわち著作権と関連権とcopyrightとの整合にある。その検討は、日本と独仏と欧米および韓中における著作権(copyright)と関連権の構造の単純化を指向しよう。

著作物の保護において、有形的媒体に固定を要件としない法理においては、有形的な著作物と無形的な著作物が併存する。その有形的な著作物は、copyrighted workと同様の伝達の態様を見せる。他方、無形的な著作物は、複製物として伝達し、その複製物が有形的に伝達するとき、著作権の支分権の態様を顕現させることになる。クラウド環境は、デジタル環境の中にアナログ環境を擬制させ、有形的な著作物(原作品)と無形的な著作物(複製物)を共存させることになる。

上記から、クラウド環境の著作権と関連権は、人格的権利と経済的権利とが連携・融合される権利間に相補性が見いだせる。人格的権利は、公表権、氏名表示権、同一性保持権の中で、同一性の保持に包摂される。経済的権利は、無体物の著作物が有体物に化体して伝達する態様と無体物の著作物が伝達する過程でアナログ環境(現実世界)に顕現する態様およびそれら二つの態様の著作物が新たな著作物に取りこまれていく派生の過程の態様で複製権に包摂される。その関係は、それらは、著作権法制の権利の保護と権利の制限との関係に延長される。そして、著作権法制において経済的権利が消滅した後においては、創作的に表現された無体物が化体した有体物は、同一性保持された無体物として伝承または沈殿する。その同一性保持された無体物は、伝統的知識または伝統的文化表現として循環し、再び著作権法制と関連づけられることが生じえよう。

上記より、デジタル環境の中にアナログ環境が擬制されるクラウド環境における著作権と関連権は、著作権(著作者の権利)とみなせて、さらにその著作権

(著作者の権利)がcopyrightとmoral rightsとの相補性から一対一に対応する関係になる。そして、その相補性からの一対一に対応する関係の中で、著作権と関連権の陰陽(相補性)の関係は、東アジア漢字圏の漢字表記の著作権法制の整合性を与えることになる。

参考文献

単行本

Niels Henrik David Boh (山本義隆編訳)『ニールス・ボーア論文集<1>因果性と相補性』(岩波書店, 1999年)。

半田正夫『転機にさしかかった著作権制度』(一粒社, 1994年)。

斉藤博『著作権法』(有斐閣, 2000年)。

公貸権委員会『公貸権制度に関する調査・研究, 著作権研究所研究叢書』, no. 13(著作権情報センター附属著作権研究所, 2004年)。

兎玉晴男『日中韓と日米欧における著作権(copyright)の構造論』『紋谷暢男教授古稀記念論文集-知的財産権法と競争法の現代的展開-』(発明協会, 2006年)pp.633-648。

兎玉晴男・小牧省三『進化する情報社会』(放送大学教育振興会, 2011年)。

学術誌

兎玉晴男「著作者人格権と著作隣接」電子情報通信学会技術研究報告(FACE(情報通信倫理), Vol.96, No.83(1996年)。

———(中国語翻訳者: 牟 憲魁)「著作権的構造論—以信息内容的伝播利用為目的的著作権的単純化—」知識産権(中国知識産権研究条), 16巻, 94号(2006年)。

———「東アジアにおける学習コンテンツのネット公表に関する著作権と関連権の合理的な関係」情報通信学会誌, Vol.26, No.4(2009年)。

———「知的創造サイクルにおける創作者の権利に関するライフサイクル」지식재산연구(한국지식재산학회・한국지식재산연구원), 제6권 제4호(2011年)。

———「クラウド環境の著作権と関連権の相補性」情報処理学会研究報告, 2012-EIP-55-4No.4(2012年)。

報告書

文化庁『著作権審議会第8小委員会(出版者の保護関係)報告書』(1990年6月)。

文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書』(2004年1月)。

文部科学省科学技術政策研究所『科学研究のベンチマーク2011-論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況-』(2011年12月)。

判例

最二判平13.3.2平12(受)222号。

最一判平14.4.25民集56巻4号808頁。
京都地判平成16.11.30平15(わ)2018号。
東京地判平15.12.26判時1847号70頁。

ウェブ資料

http://www.jstage.jst.go.jp/browse/johokanri/_contpdf/-char/ja/

<http://creativecommons.org/licenses/by/3.0/legalcode>

<http://www.wipo.int/portal/index.html.zh>

Complementarily of Authors' Rights & Related Rights and Copyright in the Cloud

Haruo Kodama(兒玉晴男)

Abstract

Usage and application of contents in the cloud is gathering attention. When copyrighted work in the cloud is used globally, relation of author's right & related rights has to be clarified, as well as correspondence relation with copyright. Here, author's rights & related rights in our country can be understood as author's economic rights, author's moral rights, publication right, moral rights of performer and neighboring rights. The analysis suggests complementarily between author's right & related rights. Incidentally, the cloud is compared with analogue environment due to the relation with copyrighted work and media. However, when limitations of author's right & related rights and copyright are considered, the cloud supposedly has characteristics of both analogue and digital environments. In this report, from the perspective as above, author's right & related rights in the cloud are corresponded one to one with copyright and moral rights in the cloud.

Keywords

author's right, neighboring rights, publication right, moral rights of performer, copyright, moral rights

클라우드 환경에서 저작권과 저작권 관련 권리 및 Copyright의 상호보완성

코다마 하루오(児玉晴男)

초록

클라우드 환경에서 콘텐츠의 이용 및 활용이 주목을 받고 있다. 이러한 콘텐츠의 이용이나 활용을 위해서는 클라우드 환경에서 저작물이 전세계적으로 활용되는 경우 저작권과 저작권 관련 권리 간의 관계 및 Copyright와의 상호 관계가 명확하게 규명되어야 한다. 여기서 일본의 저작권 관련 권리란 저작권, 저작인격권, 출판권, 실연자 인격권, 저작인접권이라고 할 수 있다.

이를 분석해 보면, 저작권과 저작권 관련 권리에 관해서는 상호보완성을 발견할 수 있다. 그런데 저작물과 미디어와의 관계를 볼 때, 클라우드 환경은 아날로그 환경과는 대비된다. 그러나 저작권과 저작권 관련 권리의 제한 및 Copyright의 제한을 고려하면, 클라우드 환경은 아날로그 환경과 디지털 환경의 중첩되는 성질도 지니고 있을 것이다.

본고는 위와 같은 관점에서 클라우드 환경에서의 저작권과 저작권 관련 권리, 그리고 copyright와 moral rights를 일대일로 대응시켜 검토해 보고자 한다.

주제어

저작자의 권리, 저작인접권, 출판권, 실연자 인격권, copyright, moral rights

